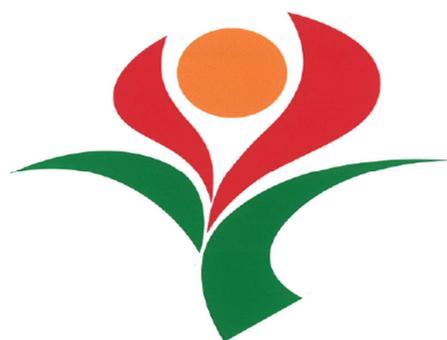


令和3年度

教育委員会に関する事務の管理及び執行 の状況の点検・評価報告書



「豊かな自然の中でみんなが創る笑顔輝く元気なまち」

令和4年3月

曾於市教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成20年4月から、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があります。

このため、本市教育委員会では、「教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図る」ため、学識経験者、保護者、関係団体で構成する「曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会」を設置し、教育委員会の事務の管理・執行状況について、毎年点検及び評価を実施しています。併せて、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、市のホームページで公表しています。

点検及び評価の具体的な項目や指標については、国で項目等は定めず、各教育委員会が、その実情を踏まえて決定し、議会や地域住民の意見を受けて改善を図ります。

本報告書は、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、法第26条の規定に基づき、令和2年度に実施した施策及び施策を構成する事業に係る事務の管理・執行状況についての点検及び評価を行ったものです。

曾於市教育委員会は、この点検及び評価の実施を通じて、施策の効果の検証と改善（PDCAサイクルの確立）を図りながら、教育環境を整備・充実するとともに、教育施策を着実に推進していきたいと考えていますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

曾於市教育委員会

曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会委員

No.	役職名	区 分		氏 名
1	副委員長	財部地区	行政経験者	井手上 絹子
2		末吉地区	保護者	大休寺 寿子
3		大隅地区	校長経験者	森田 永寛
4	委員長	大隅地区	小学校PTA会長	比良 淳也
5		学識経験者	南九州大学教授	早川 純子

目 次

1	教育委員会の活動状況について	
(1)	教育委員の状況	P 3
(2)	教育委員会の会議の開催状況	P 3
(3)	教育委員会委員の活動の概要について	P 8
(4)	成果と課題	P 9
2	教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書	
(1)	点検・評価の流れについて	P 10
(2)	評価の方法について	P 10
(3)	点検・評価項目について	P 12
	<u>◎ 点検・評価報告書</u>	
	<input type="checkbox"/> 総務課実施事業	
	① タブレット等導入及びLAN整備設置事業	P 13
	<input type="checkbox"/> 学校教育課実施事業	
	② ALT語学指導事業	P 15
	<input type="checkbox"/> 社会教育課実施事業	
	③ 青少年リーダー研修事業	P 17
3	参考資料	
	資料1 点検・評価に係る経過	P 19
	資料2 曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況 の点検及び評価の実施に関する規則	P 20

1 教育委員会の活動状況について

(1) 教育委員の状況

ア 令和4年3月1日現在の委員数 5人（男性3人，女性2人）

イ 現教育委員

職名	氏名	委員任期	備考
教育長	中村 涼一	R2.6.26～R6.6.25	①
職務代理者	川畑 和徳	H30.10.5～R4.10.4	②
委員	長野 かおり	R3.12.27～R7.12.26	③
委員	地主園 栄美子	R1.10.5～R5.10.4	① 保護者
委員	米澤 敬昭	R2.12.27～R6.12.26	①

注 備考欄の丸数字は，期数を表す。

(2) 教育委員会の会議の開催状況

ア 開催回数

(ア) 令和3年度（令和3年）

① 定例会 12回（12回）

② 臨時会 1回（1回）

イ 定例教育委員会及び臨時教育委員会での議案件数

(ア) 令和3年度（令和3年）

① 議案 82件（40件）

② 報告 22件（26件）

ウ 会議録の作成方法

録音による会議録作成

エ 定例教育委員会及び臨時教育委員会における主な審議内容

区分	開催日	付議案件等
令和3年 第4回(4月) 定例会	R3.4.8	1 議案 (1) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について (2) 曾於市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について 2 報告 (1) 教育委員会事務局職員の人事異動について (2) 就学指定変更の申立について (3) 区域外就学の願い出について (4) 区域外就学の届出について

区分	開催日	付議案件等
第5回(5月)定例会	R3.5.10	<p>1 議案</p> <p>(1) 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について</p> <p>(2) 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について</p> <p>(3) 曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例(案)の制定について</p> <p>(4) 曾於市立学校管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>(5) 曾於市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(6) 曾於市大隅地域小学校再編準備委員会設置要綱の制定について</p> <p>(7) 令和3年度一般会計補正予算(第3号)について(教育費)</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 令和2年度一般会計補正予算(第15号)について</p> <p>(2) 就学指定変更の申立について</p> <p>(3) 区域外就学の願い出について</p> <p>(4) 区域外就学の届出について</p>
第6回(6月)定例会	R3.6.9	<p>1 議案</p> <p>(1) 令和2年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について</p> <p>(2) 令和3年度夏季休業中の学校閉庁日について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 就学指定変更の申立について</p> <p>(2) 区域外就学の願い出について</p>
第7回(7月)定例会	R3.7.12	<p>1 議案</p> <p>(1) 曾於市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(案)の制定について</p> <p>(2) 曾於市立中学校スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則(案)の制定について</p> <p>(3) 曾於市立小中学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令(案)の制定について</p> <p>(4) 曾於市適応指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の告示について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 区域外就学の願い出について</p>
第8回(8月)定例会	R3.8.10	<p>1 議案</p> <p>(1) 令和3年度一般会計補正予算(第5号)について(教育費)</p> <p>(2) 令和4年度使用中学校教科用図書(社会歴史的分野)採</p>

区分	開催日	付議案件等
		<p>択について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 区域外就学の願い出の協議について</p> <p>(2) 就学指定変更の申立てについて</p>
第9回(9月)定例会	R3. 9. 13	<p>1 議案</p> <p>(1) 曾於市指定文化財の一部指定解除について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 区域外就学の願い出の協議について</p>
第10回(10月)定例会	R3. 10. 11	<p>1 報告</p> <p>(1) 区域外就学の願い出について</p> <p>(2) 就学指定変更の申立てについて</p>
第11回(11月)定例会	R3. 11. 11	<p>1 議案</p> <p>(1) 曾於市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則(案)の制定について</p> <p>(2) 令和3年度一般会計補正予算(第8号)について(教育費)</p> <p>(3) 指定管理者の指定について</p>
第12回(12月)定例会	R3. 12. 17	<p>1 議案</p> <p>(1) 曾於市教育委員会事務決裁規程の一部改正に伴う訓令(案)の制定について</p> <p>(2) 曾於市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正に伴う訓令(案)の制定について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 区域外就学の願い出について</p> <p>(2) 就学指定変更の申立てについて</p>
令和4年第1回(1月)定例会	R4. 1. 11	<p>1 議案</p> <p>(1) 曾於市適応指導教室設置要綱の一部改正について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 区域外就学の願い出について</p> <p>(2) 就学指定変更の申し立てについて</p>
第2回(2月)定例会	R4. 2. 10	<p>1 議案</p> <p>(1) 曾於市教育委員会事務決裁規程の一部改正について</p> <p>(2) 曾於市教育委員会教育長等の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について</p> <p>(3) 曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する規則の一部改正について</p> <p>(4) 曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員</p>

区分	開催日	付議案件等
		<p>会設置要綱の一部改正について</p> <p>(5)曾於市教育委員会の共催，後援及び協賛に関する要綱の一部改正について</p> <p>(6)曾於市教育委員会公印規程の一部改正について</p> <p>(7)曾於市教育振興基本計画策定会議設置要綱の一部改正について</p> <p>(8)曾於市教育振興審議会設置要綱の一部を改正について</p> <p>(9)曾於市立学校財務事務取扱要綱の一部改正について</p> <p>(10)曾於市立小中学校規模適正化推進本部設置規程の一部改正について</p> <p>(11)曾於市学校施設整備改修等計画検討委員会設置要綱の一部改正について</p> <p>(12)曾於市学校給食センター基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について</p> <p>(13)曾於市立小学校通学対策協議会設置要綱の一部改正について</p> <p>(14)曾於市立中学校通学対策協議会設置要綱の一部改正について</p> <p>(15)曾於市就学援助規則の一部改正について</p> <p>(16)曾於市教育委員会総務課の所管に係る補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>(17)曾於市教育活性化対策委員会設置要綱の一部改正について</p> <p>(18)曾於市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正について</p> <p>(19)曾於市教育委員会特定事業主行動計画策定検討委員会設置要綱の一部改正について</p> <p>(20)曾於市立学校職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正について</p> <p>(21)曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>(22)曾於市財部農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>(23)曾於市教育委員会職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部改正について</p> <p>(24)曾於市青少年指導員設置規則の一部改正について</p> <p>(25)曾於市青少年育成センターの設置に関する規則の一部改正について</p> <p>(26)曾於市社会教育施設防火管理規程の一部改正について</p> <p>(27)曾於市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について</p>

区分	開催日	付議案件等
		<p>(28) 曾於市まちづくり行政情報出前講座実施要綱の一部改正について</p> <p>(29) 曾於市全国大会等参加補助金等交付要綱の一部改正について</p> <p>(30) 曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>(31) 曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について</p> <p>(32) 曾於市地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について</p> <p>(33) 曾於市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>(34) 曾於市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>(35) 曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の廃止について</p> <p>(36) 曾於市青少年館の設置及び管理に関する条例の廃止について</p> <p>(37) 曾於市財部北地区生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について</p> <p>(38) 曾於市財部中谷地区集会施設の設置及び管理に関する条例の廃止について</p> <p>(39) 曾於市末吉高松イベント広場の設置及び管理に関する条例の廃止について</p> <p>(40) 曾於市末吉寺田コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の廃止について</p> <p>(41) 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について</p> <p>(42) 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>(43) 曾於市教職員住宅条例の一部改正について</p> <p>(44) 曾於市学校経営支援事業補助金交付要綱の制定について</p> <p>(45) 曾於市教育情報セキュリティーポリシーの改定について</p> <p>(46) 令和3年度一般会計補正予算（第11号）について（教育費）</p> <p>(47) 令和4年度一般会計当初予算について（教育費）</p> <p>(48) 曾於市青少年問題協議会幹事会規程の一部改正について</p> <p>(49) 曾於市青少年育成推進員及び青少年育成コーディネーター設置要綱の一部改正について</p>

区分	開催日	付議案件等
		2 報告 (1)就学指定変更の申し立てについて
第3回(3月) 定例会	R4. 3. 7	1 議案 (1)曾於市立小学校スクールバス運行管理規則の一部改正について (2)曾於市就学援助規則の一部改正について (3)曾於市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部改正について (4)曾於市全国大会等参加 補助金等交付要綱の一部改正について (5)附属機関に係る委員の任命又は委嘱について 2 報告 (1)就学指定変更の申し立てについて

オ 会議運営上の主な工夫

- ① 議案，報告とは別に「その他」の項目を加え，その時々にあった課題について協議した。
- ② 定例会の会議後を使って，委員だけで自主研修を開催した。
- ③ 定例会後に講義や研修を行った。

(3) 教育委員会委員の活動の概要について（令和3年度）

ア 計画学校訪問（教育事務所合同訪問含む）

- | | |
|----------------------|--------|
| ① 中谷小学校・財部南小学校・財部中学校 | 5月17日 |
| ② 末吉小学校 | 5月24日 |
| ③ 菅牟田小学校・月野小学校・笠木小学校 | 5月28日 |
| ④ 大隅北小学校・光神小学校・大隅中学校 | 6月30日 |
| ⑤ 大隅南小学校・恒吉小学校 | 7月5日 |
| ⑥ 岩南小学校・岩北小学校 | 7月12日 |
| ⑦ 末吉中学校 | 9月22日 |
| ⑧ 高岡小学校・櫛小学校 | 9月27日 |
| ⑨ 光神小学校・中谷小学校 | 10月9日 |
| ⑩ 深川小学校・柳迫小学校・財部小学校 | 10月20日 |
| ⑪ 財部北小学校 | 11月8日 |
| ⑫ 岩川小学校 | 11月15日 |

イ	関係者との意見交換会	
	① 市P連の集い	12月4日
	② 総合教育会議	12月24日
ウ	自主研修，施設研修，事業視察等	
	① 自主研修会 外部評価教育委員評価・総括について	5月10日
	曾於市子ども議会傍聴	8月10日
	学力向上について	9月13日
	市内学校現状と課題	10月11日
	人権同和教育について	1月11日
	学校経営について	2月10日
	② 施設研修 大隅学校給食センター試食	7月12日
	財部学校給食センター試食	10月11日
	岩川小学校建築現場視察	2月10日
エ	各種研修への参加	
	① 県教育行政説明会	4月19日
	② 市町村教育委員会連絡協議会総会	書面開催
	③ 県市町村教育委員会委員研修	8月2日
	④ 市町村教育委員会連絡協議会幹事会	10月22日
オ	各種行事への参加	
	① 運動会・体育大会・入学式・卒業式等	
	② 転入新任教職員宣誓式	
	③ 図書館祭り・成人式・吉井淳二記念大賞展授賞式	
	④ 教育県民週間学校訪問	

(4) 成果と課題

ア 当面する課題等については，内容の充実した資料等によりよく説明され，判断もしやすかった。

イ 定例会終了後に，テーマを定め市内小中学校の現状等を中心に，教育行政全般に係る学習を行い，教育委員としての資質向上を図ることができた。

ウ 議案については，審議内容を深めることと議事進行を早くするために，事前配布を徹底するように努めた。

エ 教育委員の活動状況を市民に周知するため，会議の公開，会議録の開示を積極的に進めていく。また，ホームページを有効に活用する。

オ 移動教育委員会や自主研修会を，積極的に開催する。

2 教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書

(1) 点検・評価の流れについて

ア 点検及び評価の視点

点検・評価に当たっては、次の3つの視点により進めた。

(ア) 市民等の視点

市民やサービスの受け手、関係する企業や団体などの公的サービスに対するニーズの多様化や変化を的確に把握し、迅速に対応できているか、市民等の視点に立って仕事のあり方を見直す。

(イ) コスト削減の視点

事業費や従事する職員の人件費などの経費を含めて全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているかどうかを点検する。

(ウ) 職場活性化の視点

職員が自らの仕事のあり方について評価することで、仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善につなげるとともに、一人一人が組織目標を常に考え、柔軟で効率性を考えた取組を進める。

イ 点検・評価シートの活用による内部評価・点検の実施

施策等の成果を分析・検証するために点検・評価シート（点検・評価規則様式第1号）を作成した。

ウ 点検・評価シートを用いた外部評価の実施

主務課長が作成した点検・評価シートによる内部評価に対して客観的な意見を述べてもらった。

エ 点検・評価報告書の作成

点検・評価シートにより内部評価及び外部評価をとりまとめ、教育委員会の会議に付議し、市議会（文教厚生常任委員会を経由して）に提出するために、点検・評価報告書（点検・評価規則様式第2号）を作成した。

(2) 評価の方法について

ア 点検・評価の概要

(ア) 点検・評価シートの事業名、事業の概要、事業コスト、実績と成果などの基本情報などの基本情報を記入

(イ) 評価項目の各着眼点の評価理由・説明等の記入（評価点1～4の選択）

(ウ) 総合評価及び評価を踏まえた事業の課題を記入

(エ) 外部評価の実施

- ① 評価項目の評価点の記入
- ② 点検・評価に関するコメントの記入

イ 項目別評価

点検・評価シートを用いて事業の成果を測定するとともに課題を把握し、より良い事業の展開に向けた改善へとつなげていくため、以下の4つの評価項目について、8つの着眼点により評価を行った。

① 評価項目等の一覧

評価項目		項目の説明	着眼点（各4点満点）
1	適 応 性	現在の市民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価する。また、必要な場合でも、市が行う必要があるのか、他の実施主体は考えられないのか、役割分担は適切かどうかを評価する。	① 市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
			② 事業を市が行う必要性があるか。
2	有 効 性	目的を達成するために最も効果的な手法、内容、実施水準となっているか、他の方法がないかを評価します。また、この事業は施策や運営方針、その他本市で策定した各種計画・プラン・指針等の目的の実現のどの程度寄与しているかを評価する。	③ 事業の目的に照らして効果的な手法か。
			④ 施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
3	目 標 達 成	これまでの経過や他市の水準などと比較して、目標の設定水準が適切かどうか、事業の目的を達成するために最適な目標かどうかを評価します。併せて、その目標の達成状況を評価する。	⑤ 目標の水準は適切か。
			⑥ 計画通りに目標を達成できたか。
4	経 済 性	事業のコストがかかり過ぎていないか、最小の軽費で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価する。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図られないかを評価する。	⑦ コストは縮減しているか。
			⑧ 事務は効率的に行われているか。

② 着眼点の評価

着眼点評価	着眼点に即した取組
4	十分できている
3	できている
2	あまりできていない
1	できていない

ウ 総合評価

評価項目の得点を合計し、100点満点に換算して、ランクを5段階で表示するので、以下のランクを参考に、複数の評価項目に関連するコメント、課題・問題点について総合的な評価を行った。

総合評価のランク

ランク	評価点	内容
A	86以上	優れた取組が多く、十分成果が上がっている。
B	71～85	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている。
C	56～70	一定の成果は上がっているが課題もあり、更なる取組によって上位を目指す必要がある。
D	41～55	成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多く、更なる改善が必要である。
E	40以下	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要である。

(3) 点検・評価項目について

教育委員会では、「曾於市教育行政の基本理念」に基づき、平成28年度においては7の重点施策を柱として、45項目に分類し、諸施策・事業を総合的に推進している。

今年度の点検・評価にあっては、次の3つの主要事業について点検・評価を行うものとする。

* 事業項目

総務課実施事業

- 1 タブレット等導入及びLAN整備設置事業

学校教育課実施事業

- 2 ALT語学指導事業

社会教育課実施事業

- 3 青少年リーダー研修事業

様式第2号（第11条関係，第12条関係）

点検・評価報告書

項目	タブレット等導入及びLAN整備設置事業
----	---------------------

事業年度	令和2年度	事業番号	1	事業名	タブレット等導入及びLAN整備設置事業
------	-------	------	---	-----	---------------------

判 定			
総合 ランク	評 価 項 目		
	適応性	4	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
4		事業を市が行う必要があるか。	
有効性	4	事業の目的に照らして効果的な手法か。	
	3	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。	
A	目標 達成度	4	目標の水準は適切か。
		3	計画どおりに目的を達成できたか。
(91)点	経済性 効率性	4	コストは縮減しているか。
		3	事務は効率的に行われているか。

事業の概要 (目的, 内容等)	<p>G I G Aスクール構想の実現に必要な土台となる「1人1台端末」の導入及び学校における「高速大容量の通信ネットワーク」の整備を目的とする。</p> <p>(1) 曾於市全児童及び全生徒への学習用タブレット型端末の導入及び全小・中学校への遠隔学習備品の導入 (2) 市内全小・中学校における校内LANの整備及びタブレット充電保管庫の整備</p>
事業の実績 及び成果	<p>市内全児童…IPAD 1,606台 市内全生徒…タブレット型端末 829台 各小・中学校…Webカメラ, Webマイク他 23台</p> <p>校内LAN整備 市内小学校全20校にアクセスポイント及びタブレット充電保管庫の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスポイント…146台 ・タブレット充電保管庫…56台 <p>市内中学校全3校にアクセスポイント及びタブレット充電保管庫の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスポイント…45台 ・タブレット充電保管庫…24台

事業の課題等 取組の方向性	<p>今後は膨大な台数の保守管理をどの様に行っていくかが課題。また、導入したタブレットの更新について、児童・生徒数の減少を見据えながら、補助金や交付金が活用できるかを検討し、更新を行っていく。校内LANについては、今後の保守管理の問題や同時接続によるインターネット通信の著しい低下について対応を検討する。</p>
------------------	--

※ 外部評価委員会委員による評価，意見

<p>児童生徒へ平等に端末を確保できたことで、教育機会の公平性が保たれた。タブレットを活用した児童生徒一人一人の能力・適性に応じた学習活動を通して、学力向上に繋がられることを期待する。担任サポートの面でICT支援員の配置があることは良いと思う。</p> <p>通信環境の整備や活用方法，端末の維持管理について，丁寧に検討する必要がある。経済性・メンテナンスコストが課題。少子化による学校経営の問題に関してもICTの手法が手掛かりになる可能性がある。</p>
--

※ 教育委員会委員による評価

<p>本事業により，GIGAスクール構想実現のための1人1台端末が一気に整備されたことはICT活用の情報教育の充実に繋がるので良かった。今後は各家庭に持ち帰ることを前提とした環境の整備や，端末が老朽化した時の対応などを長期的に計画してほしい。（1人1台端末活用についての点検・評価を希望）また，端末の活用や必要性については，積極的に保護者に周知し，理解を得ることが大切である。セキュリティについても，万全を期し，不正使用のないよう十分配慮をしてほしい。</p>
--

点検・評価報告書

項 目	ALT語学指導事業
-----	-----------

事業年度	令和2年度	事業番号	2	事業名	ALT語学指導事業
------	-------	------	---	-----	-----------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適 応 性	3	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
4		事業を市が行う必要があるか。	
有 効 性	4	事業の目的に照らして効果的な手法か。	
	4	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。	
A	目 標 達 成 度	4	目標の水準は適切か。
		3	計画どおりに目的を達成できたか。
(91)点	経 済 性	3	コストは縮減しているか。
	効 率 性	3	事務は効率的に行われているか。

事業の概要 (目的, 内容等)	<p>小学校における外国語活動及び外国語科，中学校における英語科学習や国際理解教育の活性化を図り，国際親善や相互理解を深めさせ，「国際性豊かな人材の育成」に努める。</p> <p>①担任または，担当教員が行う外国語等の授業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業でウォーミングアップやアクティビティー，プラクティス等を実施し，英語でのコミュニケーション能力向上へ向けた指導補助をする。 ・担当教諭等との英会話を実演し，児童生徒のモデルとなる。 <p>②授業外における外国語等に関する担任等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導教材等の準備をしたり作成したりする。 ・授業外でも，児童生徒と交流しコミュニケーションを図る。 ・スピーチコンテスト等の参加生徒への指導をする。 <p>③校内研修等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語に関する校内研修の参加や研修担当者の支援をする。 ・担任及び担当教員の語学力向上に向けたサポートをする。 <p>④地域の国際理解に関連する活動への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み英会話教室における参加児童との交流 (7月に大隅，末吉，財部の各地区で開催) ・曾於市子育て支援センターでの交流 <p>⑤ALT連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回の情報交換や小・中学校における授業充実に向けた研修
--------------------	---

事業の実績及び成果	ALTとの外国語による「聞く、話す」等の言語活動を通して、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力が高まりつつある。 また、学校に配置したことにより、児童生徒により近い存在となっている。
事業の課題等取組の方向性	より効果的な活用方法を働き掛けていく必要がある。また、コロナ禍により来日できないALTがいる。

※ 外部評価委員会委員による評価，意見

ALTが学校に常駐することで児童との交流の機会が増えたことは喜ばしい。授業外の何気ないやりとりで聞いたフレーズは特に印象に残り定着しやすいと感じるし、身の回りの物事に対して多様な感じ方が存在することも肌で知ることができ貴重な経験が得られると思う。英語や異国文化に対する子ども達の興味関心を持たせることにつながることを期待できる。

※ 教育委員会委員による評価

生きた外国語学習にはALTは欠かせない存在である。ALTが学校に常駐になったことで、ALTの存在が児童や先生方にとって、より身近になったことと思う。英語のネイティブスピーカーと親しくなることで、臆することなく英語を口にする機会が増え、リスニング・スピーキングの力が向上するようALTの積極的活用を望む。ALTのサポートとして月1回の情報交換、授業充実に向けての研修など改善も行われ充実した事業になっている。

夏休み英会話学習や地域の国際理解に関する活動への参加など、授業以外の活動を計画され幅広い活用がなされている。

様式第2号（第11条関係，第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	青少年リーダー研修事業
-----	-------------

事業年度	令和元年度	事業番号	3	事業名	青少年リーダー研修事業
------	-------	------	---	-----	-------------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適応性	3	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
4		事業を市が行う必要があるか。	
有効性	3	事業の目的に照らして効果的な手法か。	
	4	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。	
A	目 標 達成度	4	目標の水準は適切か。
		4	計画どおりに目的を達成できたか。
(94)点	経 済 性	3	コストは縮減しているか。
	効 率 性	3	事務は効率的に行われているか。

事業の概要 (目的,内容等)	<p>年間にわたる研修活動を通じて，青少年の自立の精神を養い，たくましく生きる力や思いやりの心を持った青少年のリーダー育成を図る。</p> <p>R2年度は事業中止</p> <p>R1年度</p> <p>7月14日 青島青少年自然の家研修（KYT講習，野外炊飯など）</p> <p>8月2日～8月4日 屋久島宿泊研修（縄文杉登山，屋久島自然環境学習など）</p> <p>9月7日 大隅青少年自然の家（屋久島研修反省学習，カヌー体験）</p> <p>11月23日 市内史跡めぐり研修（中岳ダム，大淀川源流など）</p> <p>12月21日 産業体験学習（そばうち体験）</p> <p>1月25日～1月26日 御池青少年自然の家宿泊研修(ウォークラリー,環境学習)</p>
事業の実績 及び成果	<p>令和元年度，年間を通じて様々な研修を体験した研修生たちは，リーダーとしてどうあるべきか身につけた。また，他学校の研修生と交流することで仲間意識や思いやりを学べたようである。</p>

事業の課題等 取組の方向性	令和元年度はプログラムに曾於市のことを少しでも知ってもらおうと史跡めぐりを取り入れたが、7月から毎月研修を行い、子どもフェスタ内で体験発表・成人式の受付などがあり研修生の負担にならなかったのかどうか危惧される。今後は、プログラム内容の検討の工夫が求められる。めざすリーダー像を明らかにし、その資質を育成するためのプログラム開発を行うことが大切である。単なる体験活動に終わらないように再検討していきたい。
------------------	---

※ 外部評価委員会委員による評価，意見

青少年期に見聞を深めることは大志を抱かせることに効果的である。参加者一人一人が、活動は何のためにあるのか、活動を通して何を学び取り、ひいては自分が社会にどう貢献しうるのか、そのようなことを念頭において意識的に活動に参加してもらうことは市民の理解を得る上でも大切なことだと思う。学校現場がこの事業の重要性の認識不足の状態にあると感じている。

※ 教育委員会委員による評価

事業が継続して行われ、青少年育成に貢献してきたと思う。学校の枠を超えて児童生徒が集い様々な研修や体験をすることは、視野を広げ今後の成長に大いに役立つと考える。市民への広報や発表の場を充実させ事業への理解と関心を深められるようにしてほしい。

課題等にも記載されているが、「単なる体験活動に終わらせないプログラム開発」が重要。リーダー研修生募集が一年ごとであれば、どうしてもその時だけの体験活動で終わってしまうので、例えば3年サイクルでリーダーを育てる仕組みやプログラムを作れば、ほかの青少年育成事業とも連携させながら波及していくと考える。

参加者にとって良い経験だと思うが、その経験がいずれその子の役に立てば良いというような、ぼんやりとした趣旨になっていないだろうか。リーダー研修の事業開始から10年以上経っていると思うので、見直しが必要かと思う。

資料1 点検・評価に係る経過

令和3年

11月18日 第1回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 委員長・副委員長互選
- (2) 曾於市の教育の現状について
- (3) 曾於市教育事務の管理執行状況に係る点検・評価の実施方針について
- (4) 令和3年度外部評価選定事業について
- (5) 市内全児童・生徒タブレット等導入及び各小・中学校LAN整備設置事業（総務課）
- (6) 今後のスケジュール及び次回会について

12月6日 第2回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 外国語指導助手配置事業（学校教育課）
- (2) 青少年リーダー研修事業（社会教育課）
- (3) 質疑応答
- (4) 外部評価選定事業の委員意見について

令和4年

5月11日 教育委員による評価及び総括について

6月9日 令和4年第6回（6月）定例教育委員会

- (1) 議案「教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について」

6月下旬 公表

資料 2

曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する規則

平成21年 6 月 1 日
教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づく曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、その実施に関し基本的事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第 2 条 点検及び評価の対象は、曾於市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げられた施策及び施策を構成する事業（以下「施策等」という。）であって、教育長が定めるものとする。

(点検及び評価の時点)

第 3 条 点検及び評価は、当該年度の施策等の進捗状況を総括するとともに、課題又は今後の取組みの方向性を示すものとして当該年度終了後速やかに実施するものとする。

(点検及び評価の主体)

第 4 条 点検及び評価の対象となる施策等を担当する主務課長（以下単に「主務課長」という。）は、当該施策等を企画立案し、及び遂行する立場から、評価対象の施策等について自ら点検及び評価を行うものとする。

(点検及び評価の視点)

第 5 条 点検及び評価は、次の視点を基本として行う。

- (1) 市民等の視点 市民やサービスの受け手のニーズを的確に把握し、迅速に対応しているか。
- (2) コスト削減の視点 全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているか。
- (3) 職場活性化の視点 仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善が図られているか。

(点検及び評価の手法)

第 6 条 点検及び評価に当たっては、できる限り具体的な指標を用いるものとする。

(点検・評価シート)

第 7 条 点検及び評価は、点検・評価シート（様式第 1 号）により行うものとする。

(実施手続)

第8条 主務課長は、点検・評価シートをとりまとめ、教育委員会総務課長に提出するものとする。

(実施方針)

第9条 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事務の点検及び評価の実施に関する基本的な方針
- (2) 事務の点検及び評価の対象に関する事項
- (3) 事務の点検及び評価の視点に関する事項
- (4) 事務の点検及び評価の方法に関する事項
- (5) その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項

(意見の聴取)

第10条 教育委員会は、点検及び評価について客観性及び公平性を確保するため、学識経験者等第三者による組織（以下「第三者機関」という。）を設置し、第8条の規定により提出された点検・評価シートに対し意見を聴取するものとする。この場合において、第三者機関は、必要に応じ主務課に対しヒアリングを実施することができる。

(教育委員会への付議等)

第11条 教育長は、提出された点検・評価シート及び第三者機関の意見を基に点検・評価報告書（様式第2号）の案を作成し、教育委員会の会議（以下「会議」という。）に付議するものとする。

2 教育委員は、前項の点検・評価報告書に基づき、会議において最終的な点検及び評価を行うものとする。

(市議会への提出及び公表)

第12条 教育長は、会議で議決された点検・評価報告書を、毎年6月に市議会へ提出するものとする。

2 前項の提出の後に、市のホームページ及び広報誌に掲載するなど市民が容易に情報を入手できる方法で公表するものとする。

(点検及び評価結果の反映)

第13条 主務課長は、点検及び評価の結果を踏まえて、基本計画の推進、予算要求等を行うものとする。

(その他)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず，曾於市教育振興基本計画が策定されるまでの間は，同条中「曾於市教育振興基本計画」とあるのは「曾於市教育行政要覧」と読み替えるものとする。